## 食品等輸入届

保健所長 殿

氏 名

住 所

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

電話番号

茨城県食の安全・安心推進条例第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	食	品	等	0)	種	類	食加	品 丁.	等 所			造 E す	所る	又国	は名
	1	魚介類					741		121	.,	/21 1-			<u> </u>	
	2	冷凍食	II.												
	3	魚介類	加工品	1											
		(かん詰・													
輸入に係る	4	肉卵類.													
食品等の種類	5	(かん詰・ 乳製品	びん話を	を除く。)											
(該当番号を○で囲		乳類加	T												
んでください。)	6	・ 孔類/川 (アイスク		盾を除き	マーガー	ーンを									
及び輸入に係る		含む。)	<i>)</i> –15	gemc,	. , , ,	, , ,									
食品等の製造所	7	アイス	クリー	-ム類・	氷菓										
	8	穀類及	バチの	加工品	<u>.</u>										
又は加工所が		がん詰・													
所在する国名	9	野菜類				.品									
(輸入に係る食品等		(かん詰・	びん詰を	と除く。)											
が加工食品以外の食	10	菓子類													
品である場合にあっ	11	清涼飲	料水												
ては, 当該食品の生	12	酒精飲	料												
産地の属する国名)	13	氷雪													
	14	水													
	15	かん詰	・びん	/詰食品	1										
	16	その他	の食品	1											
	17	添加物	及びそ	の製剤	IJ										
	18	器具及	び容器	<b>异包装</b>											
食品衛生法第 55 条又 は茨城県食品衛生法															
施行案例等等ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	許	可番号:													
備考											_				